

札幌ハンドボール協会 規約

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、札幌ハンドボール協会と称し、北海道ハンドボール協会札幌支部を兼ねる。

第2条（事務局）

本会は、事務局を理事長の定めるところに置く。

第3条（組織）

本会は、札幌地区（石狩、後志、空知支庁管内）における競技団体、個人及び本会に賛同、協力する団体、法人、個人で組織する。

第4条（目的）

本会は、札幌地区におけるハンドボール競技団体及び個人を総括代表し、ハンドボールを振興して、住民体育の向上とスポーツ精神の涵養を図ることを目的とする。

第5条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

1. ハンドボール競技会の開催
2. 競技技術の指導、研究及び普及
3. 審判技術の向上及び審判員の育成
4. 北海道ハンドボール協会及びその他団体への代表者派遣
5. その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 機関

第6条（機関）

本会に次の機関を置く。

1. 総会
2. 理事会
3. 専門部会
4. 特別委員会

第7条（総会）

1. 総会は、第10条に定める役員で構成し、本会の最高決議機関とする。
2. 総会は、毎年1回4月中に開催することを原則とし、第10条に定める評議員の5分の1以上の要求があった場合、又は理事会の議決があった場合、臨時総会を開催することができる。
3. 総会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の同意を得て決定する。但し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

4. 総会の構成員は文書をもって、他の構成員にその権限を委任する事ができる。
5. 次の事項は総会の決議を経なければならない。
 - イ. 規約の改正及び付加
 - ロ. 第3章に定める役員を選出、承認、委嘱
 - ハ. 事業計画及び事業報告に関する事項
 - ニ. 予算、決算に関する事項
 - ホ. その他重要事項

第8条（理事会）

1. 理事会は、第12条に定める理事で構成し、総会に関する案件を審議する。
2. 理事会は、総会の決定事項に基づいて運営計画をたてるとともに、その執行にあたる。
3. 理事会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の同意を得て、決定する。但し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。
4. 緊急を要する案件については理事会が審議、決定、執行することができるが総会で事後報告しなければならない。

第9条（専門部会）

1. 本会には次の専門部を置く。
 - イ. 競技部
 - ロ. 審判部
 - ハ. 強化部
 - ニ. 広報部
2. 各専門部長は理事会において選出し、総会の承認を得て決定され、各部の構成員を役員の中から選出、任命し、必要に応じて部会を招集する。
3. 専門部は第4条の目的を達成するため、その専門的業務を遂行する。
4. 各専門部の業務円滑化のため、必要な事項については別に細則を定めることができる。

第10条（特別委員会）

1. 本会には必要に応じ、特別委員会を置くことができる。
 - イ. 本会の理事及び構成員等が不正の行為をし、もしくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令もしくは規約に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるとき
 - ロ. 本会の理事及び構成員等が本会の目的の範囲外の行為その他法令もしくは規約に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会が著しく損害が生じる恐れがあるとき
 - ハ. その他、会長が特別委員会を置くことを認めたとき
2. 特別委員会は会長の指名された委員で構成する。
3. 特別委員会はその内容を総会及び理事会に報告する。

第3章 役員及び顧問

第11条（役員）

1. 本会には次の役員を置く。

- | | | | |
|--------|-----|---------|-----|
| イ. 会長 | 1名 | ロ. 副会長 | 若干名 |
| ハ. 理事長 | 1名 | ニ. 副理事長 | 若干名 |
| ホ. 理事 | 若干名 | ヘ. 監事 | 1名 |
| ト. 評議員 | 若干名 | | |

2. 役員の任期は2年間とし、再任を妨げない。但し、任期半ばで選出された役員の任期は前任者の残存期間とする。

第12条（会長及び副会長）

1. 会長は本会を代表し、会務を經理するとともに総会を招集する。
2. 会長は第10条に定める役員を総会の議を経て委嘱する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその執行を代行する。

第13条（理事）

1. 理事は評議員より選出される。
2. 会長は前項の外、総会の承認を得て理事を委嘱することができる。
3. 理事長、副理事長は理事会において理事の互選により選出され、総会の承認を得て決定する。
4. 理事長は会長の指示を受けて会務を総理し、総会の議長となる。また、必要に応じて理事会を招集し、その議長となる。
5. 理事長は専門部会を統括する。

第14条（監事）

1. 監事は理事会において選出され、総会の承認を経て決定する。
2. 監事は会計を監査する。

第15条（評議員）

評議員は各チーム代表者がこれにあたる。

第16条（顧問）

1. 顧問は、本会の功労者または協力者の中から理事会で推薦し、総会の承認を得て決定する。
2. 顧問は、総会に出席して意見を述べることができる。

第4章 加盟・登録

第17条（加盟）

1. 本会に加盟しようとするチームは、本会の定める期日までに、その旨文書をもって申請しなければならない。
2. 加盟の認否は理事会において決定する。

第18条（登録）

本会の加盟チームは毎年度の決められた期日までに登録に関する所定の手続きを完了しなければならない。

第5章 事務局長・経理

第19条

1. 事務局長、経理は理事会において選出され、総会の承認を得て決定する。
2. 事務局長は、必要に応じて事務局員を任命し、本会の事務的業務を処理する。
3. 経理は本会の経理業務を処理する。

第6章 会計

第20条（会計）

本会の経費は次のものである。

- | | |
|------------|----------|
| イ. チームの加盟金 | ロ. 登録料 |
| ハ. 会費 | ニ. 大会参加料 |
| ホ. 補助金 | ヘ. 寄付金 |
| ト. その他の収入 | |

第21条（特別会計）

本会の行う特別事業については特別会計とする。

第22条

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

第7条 賛助会員

第23条

第3条に定める会員のほか、本協会の趣旨、目的に賛同、協力する団体、法人、個人は賛助会員として当会の運営に協力することができる。

第8章 雑則

第24条（細則・規程）

この規約に定めるもののほか、本協会の具体的運営に関する細則・規程等は理事会、総会の議を経て別に定めることができる。

第25条（規約等の制定、変更等）

規約等の制定、改正は、理事会、総会において、承認を得なければならない。

第26条（処分等）

本協会の名誉を毀損または、本協会の規則及び決定に従わないチーム並びに役員、選手、関係者、役員に対して本協会は理事会、総会の議を経て競技会への出場停止、本協会からの除名等の処分を行うことができる。

第27条（弔意等）

本協会に関係する者本人が死亡した場合は香典 5,000 円を供する。

第28条（広告、協賛等）

本協会に所属するチーム、関係する者が出場する大会について、大会担当者からの依頼に応じて、会長、理事長、事務局長等が協議し、対応を行う。

付則

1. 本規約の運営に必要な事項の細部については総会の議決を経て別に定めることができる。
2. 本規約は昭和 48 年 11 月 4 日から施行する。
3. 昭和 57 年 4 月 1 日より一部改正。
4. 平成 15 年 4 月 1 日より一部改正。
5. 平成 21 年 4 月 1 日より一部改正。
6. 平成 27 年 4 月 1 日より一部改正。
7. 平成 28 年 4 月 1 日より一部改正。